

意見書通数及び人数

第 139 回横浜市都市計画審議会

都市計画案に対する意見書の要旨と
都市計画決定権者の見解

- 1 議第 1108 号 横浜国際港都建設計画 地区 計画 の決定
港南つつじヶ丘地区地区計画

	通数	人数
賛成	0	0
反対	1	1
その他	0	0
合計	1	1

平成 27 年 11 月 20 日

都市計画案に対する意見書の要旨

港南つつじヶ丘地区地区計画

整理番号	分類	意見の要旨	住所
1	反対	別添「意見の要旨」中 1 と同旨	港南区日野南五丁目

※横浜市内の住所については区名から表記

意見の要旨

港南つつじヶ丘地区地区計画

分類	番号	意見の要旨
反対	1	都市計画案について(1件)

都市計画案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

港南つつじヶ丘地区地区計画

分類	意見の要旨	件数	都市計画決定権者の見解
<p>反対</p>	<p>反対意見の趣旨 本件は、施行されてはならない。</p> <p>反対意見の原因</p> <p>凡例： ・案件名「横浜国際港都建設計画地区計画の決定_港南つつじヶ丘地区地区計画」を、「本件」という。 ・「港南つつじヶ丘地区」である港南つつじヶ丘自治会地域を、「本地区」という。 ・港南つつじヶ丘及び野村港南台両自治会地域である横浜市港南区日野南5丁目、6丁目及び7丁目を、「本地域」という。 ・「本地区住民地権者等」を、「住民等」という。 ・本件「まちづくり推進グループ」、及び若しくは、当該グループ改称後の「まちづくり推進委員会」を、便宜「本件まちづくり推進組織」という。 ・高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）を、「高齢社会対策基本法」という。 ・高齢社会対策基本法の規定により策定されてきた高齢社会対策大綱を、「大綱」という。 ・横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月25日条例第4号）を、「市地域まちづくり推進条例」という。 ・横浜市を、「市」といい、また、「市職員ら」も、便宜「市」ともいう。 ・横浜市港南区を、「区」といい、また、「市区職員ら」も、便宜「市」ともいう。 ・65歳以上人口の人口構成比を、「高齢化率」という。 ・市が、本件条例縦覧期間に縦覧せずに、法縦覧期間に追加補充して縦覧した「理由書」を、「法縦覧期間追加補充理由書」という。 ・平成26年11月20日の、本地区推進組織による同日付「要望書」を、「要望書」という。 ・内閣府編集の平成x年度・平成x年版高齢社会白書を、「平成x年度・同x年版高齢社会白書」といい、また、平成25年度・平成26年版高齢社会白書を、「白書」という。 ・平成17年に市が発行した「住民合意形成ガイドライン」を、「H17年発行の市ガイドライン」といい、また、同26年発行の「住民合意形成ガイドライン」を、「H26年発行の市ガイドライン」という。 ・以下の、「(番号x)の前提事実」を「前提事実x」という。 ・本反対意見表明者を「甲」ともいう。 ・本意見において引用する末尾添付の事実証明資料番号をxを、「甲x」という。</p> <p>1. 反対原因の反国策理由1： 1) 前提事実 (1) 前提事実：平成24年度・同25年版高齢社会白書、及び同25年度・同26年版当該白書は、高齢社会対策基本法の規定による大綱策定の目的において「我が国が、世界のどの国もこれまで経験したことの無い超高齢社会を迎えている中で」と記載する。よって、我が国が迎える社会は「超高齢社会」との文言が国策文言である。 (2) 前提事実：前提事実1にいう国策文言「超高齢社会」につき、平成23年度・同24年版高齢社会白書における大綱策定の目的においては、「本格的な高齢社会」との国策文言が用いられている。 (3) 前提事実：前提事実1及び2から、我が国の高齢社会は、「本格的な高齢社会」から「超高齢社会」へと進んだとの国策文言が用いられている。よって、このことは当然に、「本格的な高齢社会」へは、「高齢社会」からへ進んだとの趣旨の国策文言である。 (4) 前提事実：前提事実1及び2にいう「超高齢社会」は、我が国の45年後の、平成72年（2060年）における推計高齢化率39.9%の社会である（同25年度・同26年版白書5頁上段）。 (5) 前提事実：①本地区は、港南つつじヶ丘自治会地域であり、かつ、港南区日野南5丁目、6丁目及び7丁目（以下、「本地域」という。）を野村港南台自治会地域とともに構成する。 なお、本地区自治会会員数は、野村港南台自治会会員数よりやや少ない。 また、市のデータベース項目に本地区のみの年齢別等の人口統計はない。 本地域（5～7丁目）統計の約2分の1弱が本地区の統計である。 ② 平成26年9月30日現在の、当地域の人口（港南区日野南5丁目1,778人、同6丁目1,606人、及び、同7丁目941人）は、4,325人である。 ③ 当地区高齢化率と対比されるべき高齢化率： 全国高齢化率=25.1%：H25.10.1現在：白書8頁 全国推計高齢化率=39.9%：45年後のH72年/2060年：白書5頁上段 横浜市高齢化率=22.1%：H26.3.31：市ウェブサイト 港南区高齢化率=24.3%：H26.3.31：市ウェブサイト ④ 当地域の高齢化率等：市ウェブサイト・データベース（DB）等</p>	<p>1件</p>	<p>港南つつじヶ丘地区は、昭和40年代に開発が始まり、おおむね200㎡～230㎡のゆとりある敷地規模で分譲されました。昭和50年代に認可された5つの建築協定区域とそれらと一体となった低層住宅地が中心となっており、地区内には公園や学校等も立地しています。また、地区の多くの部分で定められている建築協定では、建築物の用途を一戸建専用住宅とする制限や、敷地分割を禁止する制限などが運用されてきました。本地区の東西にもほぼ同時期に開発された低層住宅地が隣接し、本地区を含む周辺一帯がゆとりある住環境を形成し、良好な郊外住宅地となっています。</p> <p>現在、本地区は開発から40年以上が経過し、住民の高齢化が進展しています。福祉施設や二世帯住宅、小規模な店舗などのニーズが高まっており、より柔軟な用途制限が求められている一方で、現在の良好なまち並みを維持していくことも求められています。</p> <p>こうした状況の中、将来に向けた地区のまちづくりのあり方について検討する機運が高まり、平成24年に地域で「港南つつじヶ丘自治会まちづくり検討グループ」が発足し、建築協定の課題を確認するとともに今後のまちづくりのあり方について検討を始めました。本市では、都市計画マスタープラン全体構想の「都市づくりの基本理念と目標」において、「地域の発意によるエリアマネジメントを推進し、快適で質の高い環境を形成することにより、地域の価値を高め都市の魅力の向上を図ります。」としています。また、市民と市が協働して安全で快適な魅力あるまちを実現していくことを目的とした地域まちづくり推進条例を定め、まちづくり活動への支援を行っています。本地区においても、まちづくり活動への支援を行いました。平成25年には「港南つつじヶ丘自治会まちづくり検討グループ」は、「港南つつじヶ丘自治会まちづくり推進委員会」に移行し、説明会や意向調査を通じて地域の合意形成を図りつつ地区計画案を作成し、平成26年に市長あてに地区計画に係る要望書が提出されました。</p> <p>本地区計画案の内容は、高齢者の生活利便性に配慮しつつ、良好な居住環境を維持し、緑豊かな街並みの形成を図ることを目標とし、必要な制限を定めています。建築協定の制限と比べ、建築物の用途の制限については、一定程度の共同住宅や福祉施設、店舗などが立地できるような制限とするとともに、現在のゆとりある良好な住宅地を維持するため建築物の敷地面積の最低限度などを定める内容となっています。</p> <p>なお、地区の緑化については、土地利用の方針や緑化の方針において、既存の緑地の保全を位置付けるなど配慮しています。また、都市計画は社会経済状況の変化等に対し、継続性、安定性に留意しつつ適切に対応していく必要があると考えています。</p>

高齢化率	独居高齢者	高齢夫婦のみ	要介護5	平均寿命を超える	
				男	女
H26.9.30	同左	同左	H27.4.30	80.2歳	86.6歳
日野南5丁目: 40.4%	62人	162世帯 324人	-	103人	58人
同6丁目: 44.0%	63人	175世帯 350人	-	93人	31人
同7丁目: 40.4%	40人	65世帯 130人	-	35人	27人
同5~7合計: 41.8%	165人	402世帯 804人	35人	231人	116人
合計/人口比率:	347人/4,325人:8.0%				

聴取先出所 区統計選挙課 同左 同左 区介護保険課 DB集計者

- (6) 前提事実：前提事実5に照らし、直近の本地域高齢化率は、45年後の全国高齢化率推計を上回る超高齢化水準にあり、よって、本地区は既に超高齢社会になっている。
- (7) 前提事実：本地区が超高齢社会である事実は、本件条例縦覧後の、甲による回答の求めに対して、市が、その回答において認めている。
- (8) 前提事実：市は、そのウェブ・サイトにおいて、「超高齢社会」という文言を用いている。
- (9) 前提事実：市は、本件条例縦覧後の、甲による回答の求めに対する回答書において、本地区が「超高齢社会」であることを認めている。
- 2) 反対原因の反国策理由1：
前記の前提事実1ないし9に照らして、市は、本件において、国策用語である「超高齢社会」ないし「超高齢化率」という文言を用いていない。
以上から、本件は、我が国の国策に則していない。
2. 反対原因の反国策理由2：
上記の前提事実1ないし3に照らし、政府方針下の国策用語として、社会/地域社会における高齢化の進展は、まず「高齢社会」に至り、この次に「本格的な高齢社会」となり、最後に「超高齢社会」に至るとする政府認定である。
また、このことは、一般人の常識における基準に合致する。
しかし、市は、本件において、「超高齢社会」たる本地区社会における高齢化の進展度合いについて、「高齢化してきている」、すなわち、「「高齢社会」にも未だに至っていない」として、虚偽の事実を認定して本件を策定している。
本件策定に当たって、市による当該虚偽の事実認定は、市が、利害が相反する住民等二群のうちの本件推進賛同住民群の利害を図ってのものである。
以上から、本件は、我が国の国策に則していない。
- 3 反対原因の反国策理由3：
1) 前提事実：
(10) 前提事実：高齢社会対策基本法4条の「地方公共団体は、基本理念にのっとり、高齢社会対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」との規定により、市は、国と協力し、かつ、本地区の社会的状況等に応じた施策を策定しかつ実施する責務を負っている。
2) 反対原因の反国策理由3：
市は、本地区の社会的状況等につき、虚偽の事実を認定等して、同法の規定を履行せず、本地区の社会的状況に応じた施策を策定・実行する責務を放棄している。
以上から、本件は、我が国の国策に則していない。
- 4 反対原因の反国策理由4：
1) 前提事実：
(11) 前提事実：①平成26年(2014年)6月23日、本件賛同推進住民等及びまちづくり推進組織委員らは、同日付本件第三次案を策定した。
② 当該三次案は、住民等の意向を反映したとして、その目標の前提事実として、「住民の高齢化に伴って生活環境に対するニーズが変化してきている。」との事実を認定した上で、三つの目標、すなわち第一の目標としての「高齢社会への対応と地域の活性化(を目指しつつ)」、第二の目標としての「居住環境の維持・保全」、及び、第三目標としての「緑の形成」を策定している。
③ 前記の本件目標の前提たる「住民の高齢化に伴って生活環境に対するニーズが変化してきている。」との認定事実は、平成24年10月の市への推進組織登録以降の、市との協働の下に(市まちづくり推進条例1条、5条等)なされた推進賛同住民等の誤導された意向が反映された認定事実である。
(12) 前提事実：① 同26年10月22日までに、前期の第三次案は改定されて、(同日付最終案として策定された。)② 当該最終案は、同年11月20日付要望書に添付された策定案、条例縦覧決定原案、及び、本・法縦覧本件に同じものである。
③ 当該第三次案から、最終案ひいては本件への改定は、「行政が(すなわち市が)都市計画の一環としての地区計画として条文化するに当たっての法的な面からの表現を検討したものであり、3次案の表現に若干変更が加えられております。」として、当該改定が市により行われたた、との趣旨の、住民等に対する当該委員らによる虚偽の報告がされている。
④ H26.11.20の要望書受領以前の段階において、市は、この委員らによる報告に反する趣旨の指導/助言・報告/反論等をしていないから、当該報告内容すなわち当該改定は、実質的かつ実体的に、市が情報提供・指導及び助言をした結果の改定である事実を認めているということである。

- ⑤ H27. 5. 14の市説明会開催及び条例縦覧後の期間においても、市は、甲による回答の求め等に対する回答等においても、回答忌避等をして前記の推進組織委員らによる報告事実を否定していない。よって、第三次案から最終案ひいては本件への改定は市による情報提供・指導及び助言をした結果の改定である事実を、市は実質的に認めている。
- ⑥ 本件の問題点1：上記③に記載の住民等に対する報告内容が虚偽であること、及び、このことについて、推進組織委員らも、市も、虚偽であると知りながら、住民等に報告せず住民等を欺罔しかつ誤導してきたといえる経緯にある。
当該報告の一部である「都市計画の一環としての地区計画として条文化するに当たっての法的な面からの表現を検討」における法的必要性は存しない、つまり、第三次案における「住民の高齢化に伴って生活環境に対するニーズが変化してきている。」との認定も、三つの目標のうちの第一目標である「高齢社会への対応と地域の活性化（を目指しつつ）」を削って、住民等の意向を削除しなければならない「法的な面からの表現を検討」しなければならない規定などは、市の回答忌避に照らして、存在しない。
- ⑦ 問題点2：超高齢社会たる本地区において、平成24年末から収斂させてきた住民等の意向の削除は、「3次案の表現に若干変更が加えられております。」と報告された「若干の変更」などではなく、当該削除は、超高齢社会における重大な変更である。
- ⑧ 問題点3：本件推進の当初の段階における独居高齢者及び高齢夫婦のみ世帯ともに、高齢社会における「ニーズ及び対応」の認定がともに「共同住宅」建設であるということであるが、このようなことは、高齢社会においては、超高齢社会においては尚更、あり得ない。
本件は、結果論、すなわちその策定結果からすれば、本地区地価の維持／上昇という経済利益のみを図るために推進され、これに市が協働したものであるといえる。このことを偽装／隠蔽するために、恰も本件推進が当該虚偽の認定である「ニーズ及び対応」につき、本件推進運動が開始された平成24年10月の当初の段階から、H26. 11. 20付要望書提出の僅か1ヶ月前であるところの、本件第三次案を改定して同26年10月22日付最終案とするに至るまでの2年間にわたって、本件推進が高齢社会への対応を第1目標としているとの虚偽の情報を提供して偽装し、住民を欺罔して誤導するために、つまり、賛同率を上昇させるために、高齢社会対応をいわば鼻先の人参にしてきたといえることである。
- ⑨ 問題点4：本件土地分割譲渡ができるようにしたと報告されたところの、「建築協定地区においては」土地利用規制を緩和したと称しながら、最低敷地面積の規制を設けて、実質的には土地売買に際しての土地分割譲渡ができず、かつ、複数の子への土地分割相続もできないようにすることで、本地区地価の維持／上昇という経済利益を図るために、推進組織委員らが事実認定をねじ曲げて、虚偽の事実を情報として住民等に提供して誤導してといえる。
しかも、市が、本地区における高齢社会白書に記載された大綱における諸施策を隠蔽して適正な情報提供・指導及び助言をしないことによって推進賛同住民等の特定の利害を図った結果として、当該虚偽のニーズと対応についての住民等による合意が誤導されて形成される過程において、基本法及び大綱並びに本地区の実情についての適正な情報提供・指導・助言をしなかったという意味において、市が経済利益を図った推進委員らに与したといえる市の協働が存在する。
- ⑩ 問題点5：推進委員らも、市も、本件推進の当初の段階から、市条例で認められている1種低住地域における容積率10/10、敷地分割100㎡という規制を隠蔽して住民等に選択肢を狭めて知らしめるという手続的瑕疵裡の推進をしてきている。
- ⑪ 問題点6：
a. 超高齢社会においては、独居で自宅終末を迎える場合／迎えたい場合、周囲の支えを本人が辞退するときでも、250円/月で利用できる市消防局が提供する「安心電話」を利用すること、若しくは、夜間巡回民間サービスを利用することができるが、これらの利用は、自分で急を知らせることができる場合、つまり認知症等がそこまで進んでいない場合にのみ機能するとされている：ケアマネジャー談。このことは、老夫婦のみの場合も同様といえる。
b. そうであるとするならば、老人ホーム等への入所が選択される場合も少なくない筈である。超高齢社会においては、多くの住民等が、終末を迎えるに当たって、有料ホーム入所等を選択する結果の「終末資金計画」として、土地売却ないし土地担保融資を予定する、ないし、予定せざるを得ない場合が多くなることも明らかである。
c. 後者の土地担保老後／終末融資（すなわち、死亡後の土地売却返済型融資＝リバースモーゲージ）は、高齢社会対策の一環として、民間金融機関に加えて、公金を用いて全国/県/区社会福祉協議会でも提供している終末融資制度であり、国策ともいえる制度である。
d. 当該終末融資制度に不可欠なものは、融資利用者の死亡後3カ月以内に土地を売却して融資返済をしなければならず、返済できないと消費者金融並みの金利を負担する制度なので、土地の流動性確保である。
しかし、上記のとおり、本件は建築協定地区においては、実質的に従来通りの土地分割を不能にして、死亡後3カ月以内の土地売却を担保できない策定をして終末資金計画を阻害、すなわち全国の同様のニーズを有する終末資金計画高齢者にとっての公共の福祉を阻害する本件であるといえる。
また、本件は、建築非協定地区においては、土地分割の規制がなかったところに、建築協定地区と同じ規制を策定しているのだから、前記と同趣旨の下に、超高齢社会における公共の福祉を阻害する施設であることも明らかである。
- (13) 前提事実：上記の前提事実5により、
① 全国高齢者人口の増大により、今後、全国死亡者数は増加する：白書4頁右段下3行目。
② 全国高齢化率よりも顕著に高い本地区の超高齢化率の下で、今後の本地区の死亡者数は、全国の死亡者数よりも顕著に多い筈である。
③ 本地域における総人口4,325人に対する、死亡者予備軍といえるところの、平均寿命を超える男女合計人口347人の総人口に対する比率は8.0%であり、市政上、取り残すことは許されない施策対象住民等群の筈である。
なお、当該人口比率約8%は、本地区にも該当する比率であり、当該347人の半数弱が本地区の当該住民群であるといえる。
④ 前記の住民等群には、年齢が平均寿命に達していないものの要介護度5の、動くことのできない住民群が加わる。
⑤ 当該住民等群には、要介護度4の重度の支えを必要とする住民も加わる。
⑥ 如上、本件において、市は、住民等の意向であった高齢社会対策（ないし超高齢社会対策）を「目標」対象から「配慮」対象へと格下げすることによって、国策である高齢社会対策基本法4条に規定する「実施責務」を追うことを忌避している。

<p>⑦ 以上の、死亡者予備軍といえる住民群、及び、重度の支えを必要とする住民群は、当地区にのみ存在するわけではなく、全国に存在する、すなわち、当該住民群への施策は公共の福祉と不可分に係っている。</p> <p>2) 反対原因の反市策理由4:</p> <p>① 市は、上記の前提事実11乃至13に記載された範囲を限度として、超高齢社会等に関する虚偽乃至失当の情報提供・指導・助言をして経済利益を図る本件推進委員らに与してきたといえるものであり、当該趣旨において、住民等を実質的に欺罔して誤導し、若しくは、推進委員らがそのような行為をしているにもかかわらず、適正な情報提供・指導・助言責務を履行することなく、同委員らに和して異を唱えず、意思を共通にして、本件策定/決定に至ったものであといえる。</p> <p>② 市は、当該前提諸事実のとおり、高齢社会対策基本法4条の規定に違反して、超高齢社会たる本地区における関連必要施策を策定し、かつ、実施する責務忌避している。</p> <p>③ 本件は、如上、公共の福祉を阻害する。</p> <p>以上から、本件は、国策に則しておらず、また、公共の福祉を阻害する。</p> <p>5 反対原因の反市策理由1:目標対方針の矛盾</p> <p>1) 前提事実:</p> <p>(14) 前提事実:市が、本地区推進組織委員らに本件の参考事例として情報提供した2事例うちの第1事例目である「c-060 港南野村港南台地区地区計画」における「区域の整備・開発及び緑化の保全」のうちの、</p> <p>a. 「地区計画の目標」においては、緑化に関する目標は「緑豊かな街並みの形成を図ることを目的とする。」と策定され、また</p> <p>b. 「緑化の方針」においては、「良好な環境を維持するため、公共用地や未利用地内の樹林地・草地については適切な維持・管理を行う。また、敷地内の緑化に努める。」と策定されて、目標と方針の間に矛盾はない。</p> <p>(15) 前提事実:市の紹介による紹介第2事例目の「c-084 栄小山台地区地区計画」における「区域の整備・開発及び緑化の保全」のうちの、</p> <p>a. 「地区計画の目標」においては、緑化に関する目標についての特段の策定はされていないが、</p> <p>b. 「緑化の方針」においては、「建築物の敷地等の積極的な緑化に努めるものとする。」と策定されていることから、当該策定においても、目標と方針との間に特段の矛盾はない。</p> <p>(16) 前提事実:① 当該紹介両事例においては、</p> <p>a. 「地区計画の目標」が「区域の整備・開発及び緑化の保全」の部分構成していたが、</p> <p>b. 本件においては、「地区計画の目標」が分離独立して、「区域の整備・開発及び緑化の保全」と併記される構成に変えた策定がされている。</p> <p>②本件の「地区計画の目標」のうちの緑化の目標については、「緑豊かな街並みの形成を図ることを目標とする。」と策定されているが、「区域の整備・開発及び緑化の保全」のうちの、「緑化の方針」においては、「地区の良好な居住環境を維持するため、地区内の緑の保全に努める。」と策定されていて、本件における緑化に関する目標と方針が矛盾している。</p> <p>2) 反対原因の反市策理由1:</p> <p>① 本件の「区域の整備・開発及び緑化の保全」のうちの「土地利用の方針」における緑化に関する策定において、公園及び緑地地区であるG地区のみ、保全方針が策定されているのであるから、「地区計画の目標」のうちの「緑豊かな街並みの形成」目標は、G地区について策定したものではない。</p> <p>② また、当該「形成」目標は、「街並み」の形成であるから、公園及び緑地地区であるG地区についての方針でもない。</p> <p>③ G地区以外の地区については、昭和40年代の開発以降、既に街並みの緑は形成されているのであって、「地区計画の目標」で策定している「形成」内容は失当でしかない。</p> <p>以上から、本件の目標と方針が矛盾しているのであって、本件は、当該紹介2事例を施策した市策に則していない。</p> <p>6 反対原因の反市策理由2:</p> <p>1) 前提事実:</p> <p>(17) 前提事実:市は、区の広報ウェブ・サイトにおいて、文言「超高齢社会」を用いている(前提事実8と重複)。</p> <p>2) 反対原因の反市策理由2:前提事実17から、本件において、文言「超高齢社会」を用いていない策定は、市策に則していない。</p> <p>7 反対原因の反市策理由3:</p> <p>1) 前提事実:</p> <p>(18) 前提事実:市が、推進組織委員らに参考事例として情報提供・指導・助言した「c-060 港南野村港南台地区」事例、及び、「c-084 栄小山台地区」事例の公示日は、各々、平成15年11月5日及び同20年10月3日であり、頭書日付ま)で、約12年及び約7年が経過している。</p> <p>(19) 前提事実:市は、甲による回答の求めに対して、施策の評価につき、「まちづくりの効果というもの、ある程度長期間で評価すべきもの」と重ねて回答している。</p> <p>(20) 前提事実:市は、2007年8月31日付「横浜リバイバルプランⅡ 開港150周年記念羅針_版」において、「市では15年前から、組織全体で仕事の点検・評価を行い、」等として、4年単位の中期計画でさえ、評価しているとウェブサイトに掲載している。</p> <p>2) 反対原因の反市策理由3:前提事実18乃至20に照らして、紹介2事例の公示から約12年及び約7年が経過していても評価をしていないとし他紙の回答は、明らかに虚偽乃至職務不履行であって、市策に則していない。</p>	
--	--

8 反対原因の反市策理由4：

1) 前提事実：

(21) 前提事実：市は、回答を求めても、評価をしていないとして回答を忌避しているが、市の紹介2事例における老人ホームも、老人福祉センターも、両地区計画対象地区における開所の実績はない筈である。つまり、実質的かつ実体的に、対象地区においては、これらの施設が開所できないような規制を設ける策定をしているということである。本件も、同様である。

(22) 前提事実：市は、本件地区区画の敷地規模では、当該老人施設の開所は、福祉車両の駐車場規制、福祉施設の2方向避難口及び通路の設置義務、協会からの1m後退規制に照らして、事業者にとっての経済合理性がない筈との甲の指摘に対して、それは事業者に聞いてくれとの回答をしているが、市は、高齢対策基本法の規定においても、市まちづくり推進条例の規定においても、実施する責務があるのであって、このような回答は、市の責務を逃避しているにすぎないといえる。

2) 反対原因の反市策理由4：前提事実21及び22のとおり、本件は、市策に則していない。

以上